

福島県 教育新聞

発行人 福島県教職員組合
発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
〔定価一部 20円〕
編集・責任者 角田 政 志
e-mail : ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
http://www.f-t-u.or.jp
(この購読料は組合費に含まれています。)

2018年度新体制スタート!

福島県教組の「新たなステージ」として2018年度がスタートしました。この4月からは、県教組の専従役員も減り、組織体制もコンパクトになりました。一方で、賃金改善の取り組み、教職員の働き方改革の取り組みをはじめ、学習指導要領実施にかかわる課題、学力向上施策の問題、護憲・脱原発の問題など、重要な課題が山積し、県教組の役割は大きくなっています。県教組は、これらの課題に対し、これまで同様積極的に取り組んでいきます。

諸課題解決と要求実現に向けた運動を進めるためには、役員依存型ではなく、組合員一人一人が運動の担い手であることが求められます。県教組本部と支部・分会、支部と分会が近く感じるような、「コミュニケーション」を重視した



中央執行委員長
角 田 政 志

ネットワークづくりを通じた運動体を築いていきたいと思ひます。

県教組の今年度の大きな運動の柱は、「教職員の長時間労働の解消」です。県教委は、昨年度末に「多忙化解消アクションプラン」を出しました。しかし、プラン実現のための内容や施策については不十分な点が多々あります。福島県教組は、これまで行って来た「学校現場の多忙化・過重労働の解消」の取り組みの蓄積から、県教委プランの具体化に結びつける様々な対策を持っています。組合員の意見・要求を基に、県教委および地教委には、「業務削減」に結びつく具体的スクラップ施策を作らせ、実行させることが県教組の任務です。県教組組合員全員の総がかり行動として運動を進めていきましょう!



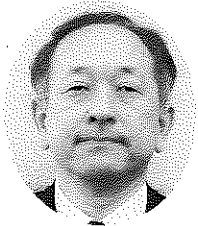
中央執行副委員長 山家 真紀

私たちの願い・想いを実現するための組合です。組合で繋がってみんなで元気になりましょう。



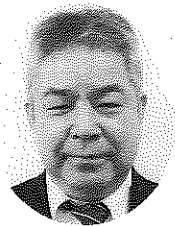
中央執行委員書記長 國分 俊樹

学校における理不尽の改善。組合活動の大きな役割です。みんなで長時間労働をなくしましょう。



中央執行委員書記次長 瓶子 高裕

組織強化・拡大のため、あなたの分会を訪問させていただきます。よろしくお祈いします。



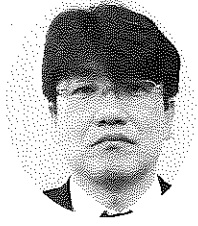
中央執行委員 佐藤 毅

福島支部と伊達支部を担当します。分会にもお邪魔します。みんなの声と力をつなぎます。



中央執行委員 佐藤 禎仁

「組合ってすばらしいな。」と思えるような学習会や交流会・分会活動をつかっていけるようがんばります。



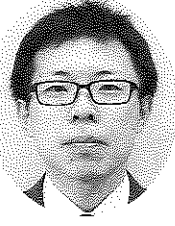
中央執行委員 遠藤 淳一

今こそ組合の力が必要な時です。一致団結して組合の底力を見せましょう。



女性部長 佐藤 英子

現場と県教組をつなぐ役割を担っていると思っています。持続可能な組合活動が合い言葉です。



青年部長 松下 和史

青年部の輝く笑顔のために頑張ります。



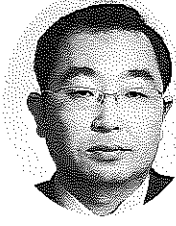
監査委員 黒澤 里美

皆さんからの大切な組合費をしっかりと見届けます! よろしくお祈いします。



監査委員 小木 安夫

皆さんからお預かりする組合費をしっかりと監査します。



監査委員 吉田 博正

初志貫徹! 粉骨砕身! 力の限り尽くします! 共に頑張らましよう!!

長時間労働の解消と賃金・待遇の改善を!

2018年度春闘要求書

教職員は、業務の内容が増加し、きめ細やかさを求められる一方、労働の対価としての賃金はこの十数年間下がり続けています。職務給の原則が過小評価されているためであり当局に対し強く改善を要求します。また、長時間労働を解消するためには、県内のすべての学校で、労働基準法に基づく労務管理を徹底させ、当面「多忙化解消アクションプラン」の実現が急務です。根本的解決のためには、教職員の定数増が絶対条件であり要求を続けています。以下が要求書の要点です。(下線部本年度重要要求事項)

1 賃金・手当等の改善

- 教職員の給与水準を改善し、賃金・一時金を引き上げること。特に再任用教職員、臨時採用教職員の賃金を引き上げること。
- 学校事務職員の「共同・連携実施」の2018年度の改善点を次年度に反映できるようにすること。
- 学校栄養職員適用の給料表を改善すること。
- 4月6日着任の常勤講師の当該月の通勤手当ならびに住居手当を支給すること。
- 人事評価制度の賃金反映について、制度を改善すること。

2 再任用制度の充実を図ること。

- 3 臨時採用教職員の待遇及び勤務労働条件を改善すること。
- 法改正に伴い、県費負担臨時教職員の任用形態を早急に整理すること。
- 常勤講師の任用期間を、3月31日までとし、いわゆる「空白期間」を設けないこと。また、臨時採用教職員の勤務時間管理を適正に行い、特に採用試験前の負担軽減を図ること。

4 教職員の大幅増員を図ること。福島県の教育予算を増額し教育の充実を図ること。

- 代替配置を確実にし、2ヶ月を切る期間についても実施すること。
- 県独自栄養教職員配置改善すること。配膳・給食事務担当職員を市町村で配置するよう指導すること。
- 転居を伴う異動で市町村教育委員会と連携し、住宅確保を確実にすること。
- 部活動指導員の福島県内における対応を明らかにすること。

5 教職員人事評価制度の目的を周知徹底し、改善を図ること。

6 教職員の休暇制度の充実を図ること。不妊治療は180日の病休に含めること。

7 教職員の長時間労働の解消と健康の維持・増進を具体的に進めること。

- 「教職員多忙化解消アクションプラン」目標を実現すること。
 - ・目標を超える時間外勤務の削減を期すること。
 - ・市町村教育委員会に「各テーマ別の取組」に関する校種別の具体的な指針を明示すること。
 - ・小学校の「児童管理を要しない勤務時間」拡充に向けて早急に指針を明示すること。
 - ・部活動の休養日と練習時間の上限を徹底すること等。
- 教職員の勤務時間管理について校長に徹底するよう指導すること。
- 初任者・新規採用者研修時に勤務労働条件に関する研修の実施すること。
- 「学力向上」施策が教職員の長時間労働につながらないような具体的手立てを明示すること。

8 改正労働安全衛生法の趣旨を全職場に徹底させるよう村教育委員会及び校長に対し指導すること。

9 諸ハラスメントの根絶に向け、防止マニュアルを作成し、

単独で発出すること。

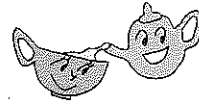
- 10 子どもたちを災害や放射能から守るための十分な対策を講じ、避難生活支援を行うこと。
 - 被爆のおそれのある場所での活動を行わせないこと。また子どもたちの長期にわたる継続した健康診断の継続実施や全国で無料の健康診断の実施を関係機関に働きかけること。
 - 放射線教育は人権の側面を重視すること。指定モデル校を明らかにすること。
 - 除染廃棄物の取り出し、搬出で子どもたちに放射線の影響がないよう十分配慮すること。学校敷地内のモニタリングポストは撤去しないよう関係機関に要請すること。
- 11 特別支援教育の充実を図ること。
 - 特別支援教育に携わる教員を増やし、補助教職員の配置を必ず行うこと。また特別支援学級の5名程度の少人数学級化やTT配置の県単教員の増員を図ること。
 - 今後の各学校における通級指導教室等の充実のための方策を明示すること。
 - 「障害者差別解消法」に基づき「合理的配慮」の実施の予算措置と市町村への指導を行い、具体的な啓発方法、「合理的配慮」施策を示すこと。
- 12 原発災害後の被災地区の状況や、近年の臨時採用教職員が不足している状況を踏まえ、有効な人事異動方針を構築すること。
- 13 「新たな職」の設置、特に主幹教諭の配置校は、教職員の人員が増加することなく新たな業務が加わる状況となることから、継続した指導、改善を行うこと。
- 14 「全国学力・学習状況調査」等による学力向上施策について見直しを行うこと。
 - 「全国学力・学習状況調査」の廃止を上申すること。
 - 19年から実施の県学力調査について明らかにすること。
 - 結果公表を行わないこと。
 - 全国学力調査・県学力調査のアセスメント時間をどう確保するかを明示すること。
- 15 土曜授業については、学校5日制の趣旨を尊重し、負担過重とならないようにすること。変形労働時間を前提とした対応は行わないこと。
- 16 「兼務」教員配置上の問題点に関し改善を図ること。
- 17 学校での集団フッ素洗口を行わないこと。
- 18 「家庭学習スタンダード」の実施について家庭生活への行政の介入とならないようにすること。強制しないこと。
 - 「学校の取組」が教職員の負担とならないように留意し、教育行政が直接家庭とのやりとりを行うようにすること。特に【教員の皆様へ】は改訂すること。
- 19 教員免許更新制については、早急に凍結・中止するよう上申し、簡素化を図ること。
- 20 教育の中立性が失われないように徹底を図り、教育課程への介入や教職員の過重労働を招く施策を強行しないよう、市町村教育委員会に強く指導すること。

※ 産休補充から育休補充のような任用替の臨時採用教職員の年休の繰り越しを実現させることができました

分会活動をスタートさせよう!

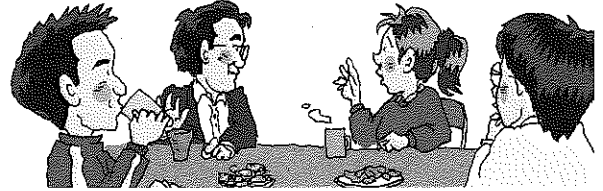
～ まずは、職場会 ～

忙しい現場で、職場会を開くには?



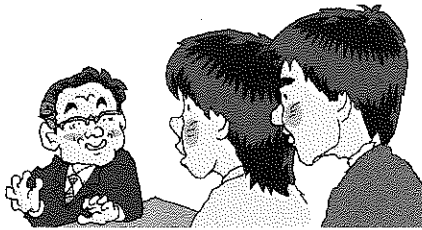
Q そもそも「職場会」って何?

A 組合員が集まって職場の問題や悩みを語り合う会。
時間と場所を決めて(教室など)、休憩時間や放課後に声をかけ合って集まります。お菓子とコーヒーをお伴にするのがいいですね。始める前に管理職に一言話しておくのがいいかもしれません。



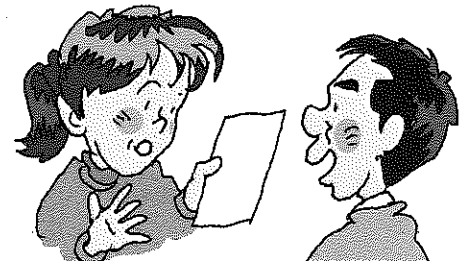
Q 「分会長」や「分会書記長」って何するの?

A 分会長は、分会の代表・まとめ役です。組合の分会を代表して、管理職と交渉することができます。休憩時間をきちんと確保すること、放課後の仕事量を減らすことなどを申し入れることができます。分会書記長は、分会長の補佐役です。交渉の時は、分会長と一緒に交渉することができます。組合員が少ないときは他の係と兼務することもできます。



Q 重要・必要な仕事は何?

A まずは分会長を決めて分会長会議(分会代表者会議)に出席し、支部と分会とをつなぎます。
次は配布係。本部や支部から届く教育新聞やチラシ、各種案内を分会の組合員一人ひとりに配布します。
後は署名・カンパ係。各種署名やカンパなどの世話をします。書記長が兼ねる場合もあります。
校内で開催する職場会の茶菓子や外で開催する職場会(飲み会?)の世話役として会計係も重要です。



Q 職場会で具体的に何をやるの?

A まずは、第1回職場会を開いて、分会の組織づくりを行います。それぞれの自己紹介や一言、今悩んでいることなどを話してもらうことが大切です。
また、県教委交渉や地教委交渉の参加者、学習会や定期大会・集会の参加者などを決めることも大切です。

「全県統一確認書」を読み合い、校長先生とサインの交換をしましょう。その際、事務職員や栄養職員に関わる36協定の確認も行います。



多忙な現場で職場会を開くポイント!

1. 全員が揃わなくとも行う。
2. 何について話し合うかを決めておく。
3. 短時間で終わらせる。
4. 開催する日時を決めておく。
 - 毎月第3水曜日の4時から30分間とか
 - 職員会議が終わったらとか
5. 楽しく、前向きに行く。時々組合の役員を交えての情報交換や交流会、学習会を設定してみましょう。

第94回県教組定期大会の開催日決定!!

1 日時

2018年6月2日(土)

9:30~15:45

2 場所

福島県教育会館 大ホール

3 主な内容

(1) 2017年度経過報告

(2) 議事

○2018年度運動方針に関する件

○2018年度一般会計歳入・歳出予算(案)に関する件

(3) 討論

(4) スローガン並びに大会宣言の採択

※前段会議は前日6月1日(金)

大会代議員などの選挙について

(1) 選挙の種類

① 2018年度福島県教職員組合大会代議員(規約第14条)

② 2018年度福島県教職員組合中央委員(規約第18条)

③ 2018年度福島県教職員組合連合大会代議員(教連規約第18条)

(2) 立候補の資格

○再任用組合員を除く、全組合員(但し、所属支部以外から立候補することはできない。)

○第247回中央委員会での決定により、福島県教職員組合連合大会代議員資格については、県教組中央委員と、県教組大会代議員および支部長のうち中央執行委員会が承認した各支部1名程度の者とする。

(3) 立候補の届け出

所定の用紙にて、届ける。5月1日(火)午前9時より5月11日(金)午後6時までに支部選挙委員会(支部事務所)に必着のこと。支部選挙委員会は、締め切り後、直ちに本部選挙委員会事務局(組織部)に、立候補者をFAXで報告する。

(4) 選挙の期日

2018年5月25日(金)

但し、事前投票を5月23日(水)~24日(木)に認める。

4月21日(土)の選挙委員会で決定した内容です

- 本年度の県教組の運動の方針を決定する大会です。
- 支部から選出される代議員が参加します。

あんしんむすぶ 教職員共済

<http://www.kyousyokuin.or.jp/>

教職員共済

ご案内

お役立ち情報コラム

授業に役立つ情報や、暮らしと健康の情報などお役立ち情報が満載!

各共済のご案内

教職員共済の各種共済を、保障の種類からお選びいただけます

ご加入者の声を紹介

「こんなとき助かった!」そんなご加入者の生の声をご紹介します

スマホからも見取りしやすくなりました!

便利な見取り機能

気になる掛金はここからサクッと見取り!

動画で分かる

総合共済、レスキュースリー、自動車共済をあむりんが紹介します

保障額のめやすが分かる

質問に答えると必要な保障額が分かります

スマホからもどんどん応募・投稿してね!

教職員共済だよりも読める

「頭の体操」の応募や「交差点」「旨いもん」への投稿もWEBからラクラク

いつでも資料請求

夜遅くても、移動中でも気になったときに資料請求できます



スマホからも見やすい! 教職員共済のホームページはこちらです!



厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 福島県事業所

〒960-8534 福島市上浜町10-38 教育会館内

TEL 024-523-3011 FAX 0120-21-2940